

(表紙)

大熊町森林整備計画

大熊町森林整備計画
令和5年度変更

福島県

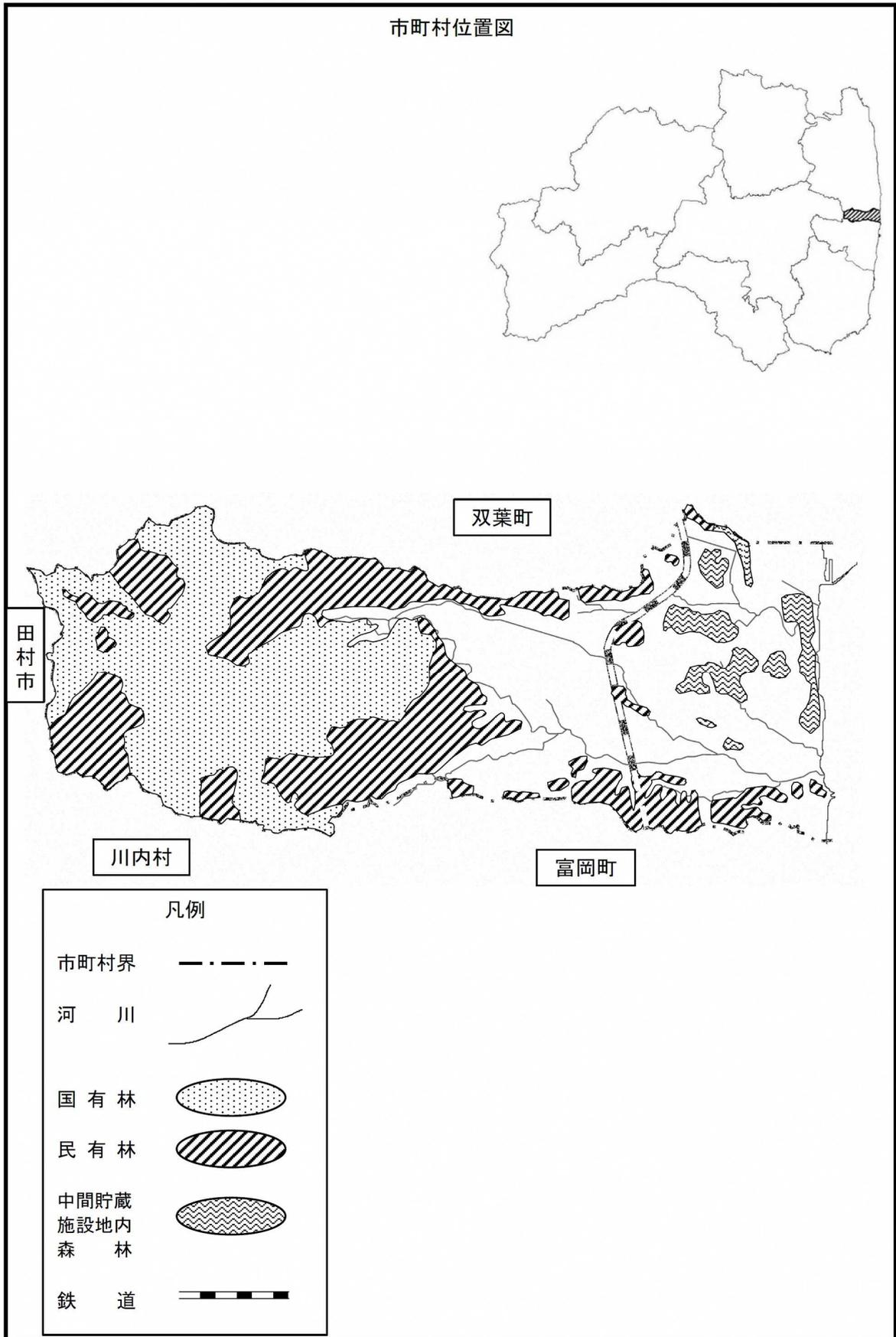
計画期間
自 令和5年4月1日
至 令和15年3月31日

大熊町

福島県

大熊町

市町村位置図



目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針

- II 森林の整備に関する事項
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項

 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項

 - 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、福島県の東側、双葉郡の中央部に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系の分水嶺をもって田村市都路町と境し、南は郡内富岡町、川内村に、北は浪江町、双葉町に隣接している。

阿武隈の山稜から町内の南部、中部、北部に3条の支脈が丘陵をなして太平洋に尽き、その間を熊川、小入野川、夫沢川の3小河川が東流して流域に耕地を造っている。

本町の総面積は7,871haであり、森林面積は4,655haで、総面積の59.1%を占めている。私有林面積は2,337haで、そのうちスギ、アカマツを主体とした人工林の面積は1,019haであり、人工林率43.6%で県平均を上回っている。今後は、間伐・造林・保育を適切に実施していくことが重要である。

しかしながら最近の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材価格の低迷、林業経営費の上昇等に起因して、林業生産活動が全般にわたって停滞し、保育・間伐等が適正に実施されない森林が増加している。

このため町、森林所有者が一体となって計画的に保育・間伐等の森林整備を積極的に進めることが必要であり、基盤となる路網の整備も推進する必要性を認識している。また、森林組合等による施業実施体制の整備、森林組合や林業関連事業体の育成、関連施策の積極的活用等を図り森林整備を計画的に推進する必要がある。

しかし、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備が停滞し、出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けており、放射線量等により立ち入りや作業が規制されている状況である。

2 森林整備の基本方針

将来において、営林活動が行われる場合に、「水源涵養」^{かん}「山地災害防止／土壤保全」「快適環境形成」「保健文化」「木材生産」の多面的機能の発揮のため、それぞれの機能に応じた多様な森林の整備・保全を図る。その際、森林経営の受託や作業路網の整備を推進する。

また、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮する。

なお、現時点では一般的な森林内作業は困難な状況であるが、公益目的の伐採等は認められていることから、以下に目指すべき森林資源の姿や森林整備の基本的な考え方等について、Ⅱの第1～第3に伐採・造林・間伐に関する事項を示す。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション・文化・生物多様性保全機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

オ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

(ア) 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点、また放射性物質の除去・低減及び拡散抑制を図る観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

(イ) 立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

(ウ) ダム等の利水施設上流部等において、水源涵(かん)養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

(エ) 放射性物質の拡散抑制のため、技術開発や知見の集積を図りながら、必要に応じて土砂流出抑制対策や取水口・ため池等への流入低減対策を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

(ア) 災害に強い県土を形成する観点、また放射性物質の除去・低減及び拡散抑制を図る観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

(イ) 立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

(ウ) 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

(エ) 放射性物質の拡散抑制のため、技術開発や知見の集積を図りながら、必要に応じて土砂流出抑制対策を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

(ア) 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

(イ) 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。

(ウ) 生活圏への影響を踏まえ、技術開発や知見の集積を図りながら、必要に応じて保育・間伐等による放射性物質の除去・低減対策を推進する。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

(ア) 町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

(イ) 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

(ウ) 風致の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

(エ) 入林者等への影響を踏まえ、技術開発や知見の集積を図りながら、必要に応じ保育・間伐等による放射性物質の除去・低減対策を推進する。

(オ) 全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生育・生息環境にも配慮した適切な保全を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林

(ア) 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育されるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(イ) 放射性物質の汚染状況に応じ、技術開発や知見の集積を図りながら、伐採による放射性物質の除去・低減対策を推進するとともに、安全で効率的な作業のための路網の整備や高性能林業機械の導入を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

下表に示す林齢を基礎として、森林の有する公益的機能、平均伐採期齢及び森林の構成を勘案し、原則として5の倍数を林齢で定める。

地 域	樹 種						
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	針葉樹 (その他)	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
本町全域	45年	50年	40年	55年	15年	65年	20年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標を定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ha毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
- ・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の

一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

- ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。
- カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い帰還困難区域では立ち入りや作業が規制されている。また、避難指示解除された区域においても森林で線量が高い場所がある。そのため、一般的な森林内作業は困難な状況であるが、公益目的の伐採等は認められており、伐採木等の処理については、流木被害等の一因にならないよう適切に行うものとする。

なお、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね二倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うにあたり、空間線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツ など	クリ、コナラ、クヌギ など

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、大熊町の林務担当課等又は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別の植栽本数

樹種	植栽本数（本/ha）
スギ	1,500～3,000
ヒノキ	1,500～3,000
アカマツ	5,000
クロマツ	10,000
カラマツ	1,500～2,500
広葉樹	1,500～6,000

注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽においては、上記の標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、大熊町の林務担当課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 ○多雪地帯の急傾斜面に植付ける場合は、直角植又は斜め植え、あるいは巢植えなどの植付地に適した方法によるものとする。
植栽の時期	<ul style="list-style-type: none"> ○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林地で皆伐については、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の育成状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

区分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
天然更新対象樹種	アカマツ、モミ など	コナラ、クヌギ など
ぼう芽による更新が可能な樹種		コナラ、クヌギ など

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

対象樹種における5年生時の期待成立本数は、10,000本/haを目安とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外をかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採後3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
全ての人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況 ・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

注) 森林の区域は、林班、小班等により特定できるように表示するものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合 1の(1)による。

イ 天然更新の場合 2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ha当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ha当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

ア 優良種苗の安定供給

東日本大震災で被災した海岸林復旧のためのマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗や、今後増大する主伐後の再生林に対し成長に係る特性が特に優れている特定母樹から生産した特定苗木の供給を推進する。

イ スギ花粉の抑制対策

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、少花粉品種や特定苗木等の花粉症対策に資するスギ苗木の使用を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとする。

ウ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進する。

エ 森林の再生

放射性物質の拡散防止のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。また、きのこ原木林再生のため、放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の計画的な再生を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他
間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	植栽 本数 (本 / ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
		初 回	2 回	3 回	4 回	5 回		
スギ	3,000	19	25	32	40	—	<p>選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。</p> <p>間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。</p> <p>間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。</p> <p>列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。</p> <p>長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、行うこと。</p> <p>施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。</p>	
ヒノキ	3,000	19	25	32	40	—		
アカマツ	5,000	17	21	26	32	39		
カラマツ	2,500	16	21	26	31	40		

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

2 保育の種類別の標準的な方法

樹種	保育の種類	実施林齢・回数																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ	下刈り	○	◎	○	○	○	△	△													
	つる切り												○			○					
	除伐									△			○			○					
	枝打ち										△			○			○				○
ヒノキ	下刈り	○	◎	○	○	○	△	△													
	つる切り												○			○					
	除伐									△			○			○					
	枝打ち										△			○			○				○
アカマツ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△													
	つる切り													○							
	除伐										△			○			△				
カラマツ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△													
	つる切り												○								
	除伐												○				△				

(注1) ◎印は必要に応じて年2回実施するもの。(○は年1回実施)

(注2) △印は必要に応じて実施するもの。

(注3) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

保育の種類	標準的な方法
下刈り	雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。
つる切り	つる切は、下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。
除伐	除伐は、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。
枝打ち	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。また、伐採作業を行うにあたり、空間線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

当町の森林区域については、放射線量や放射能濃度等により立ち入り、森林内作業が制限されており、現段階で作業は困難であるが、水源涵(かん)養機能の維持増進、土地に関する災害の防止等の観点から、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

現段階では該当なし。

(2) 施業の方法

施業可能な場合は、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町の森林区域については、放射線量や放射能濃度等により立ち入り、森林内作業が制限されており、現段階では該当なし。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

現段階では該当なし。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

現段階では該当なし。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

現段階では該当なし。

5 その他必要な事項

現段階では該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当町の森林区域については、放射線量や放射能濃度等により立ち入り、森林内作業が制限されており、現段階では該当なし。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

現段階では該当なし。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

現段階では該当なし。

4 その他必要な事項

現段階では該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

水準及び作業システムについては該当なし。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

現段階では該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 (m) 及び 個所数	利用区 域面積 (ha)	前半 5カ 年の 計画 箇所	対図 番号	備考
開設 (改築)	自動車道	林道	大熊町	六郎沢	1,229	57		1	
開設 (改築)	自動車道	林道	大熊町	長沢	800	45		2	
拡張 (改良)	自動車道	林道	大熊町	望洋平	100 2	56	○	3	
拡張 (改良)	自動車道	林道	大熊町	道平	1245 5	26		4	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	大熊地	湯ノ神	900	122		5	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

取扱要領（平成27年2月20日付け26森第3529号）、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成28年5月9日付け28森第236号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項

現段階では該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

当町の森林区域については、放射線量や放射能濃度等により立ち入り、森林内作業が制限されており、現段階では該当なし。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

現段階では該当なし。

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
現段階では該当なし。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
当町の森林区域については、放射線量や放射能濃度等により立ち入り、森林内作業が制限されており、現段階では該当なし。
- 2 その他必要な事項
現段階では該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

当町の森林区域については、放射線量や放射能濃度等により立ち入り、森林内作業が制限されており、現段階で作業は困難であるが、地域において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策等、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

保全すべき森林

「松くい虫対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林」

地区	森林の区域・区分		備考
地区	高度公益機能森林	地区保全森林	
	8(19～29, 31, 33～44, 47～72) 9(10, 11, 14, 15, 18, 20, 22～27) 30(110) 32		

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業関係施策等との連携を図りつつ、実施可能で効果的な防除対策を講じていく。

3 林野火災の予防の方法

地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

現段階では該当なし。

5 その他必要な事項

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

「松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する森林」

地区	森林の区域・区分		備考
地区	被害拡大防止森林	林地区被害拡大防止森林	
	10（91,93～96小班に限る）		

注) 病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、町長が個別に判断し伐採に関する指導等を行うことがある。